

<最近のできごと>

軍事研究 防衛省から資金 揺れる大学

予算急増 15初年度:3億→16年度:6億→17年度:110億

国の科学技術政策の司令塔である総合科学技術・イノベーション会議(議長安倍氏)が民生分野の研究を軍事技術の推進につなげようとしている。防衛省に「安全保障技術研究推進制度」を設け、大学からでもテーマに沿って応募出来る仕組みとした。これを受け日本学術会議は検討委員会で「大学が軍事につながる研究をしてもいいのか…」について議論、下記の間際発表をした。

学術会議は1950年と67年に「戦争を目的とする科学研究を行わない」とする声明を出し、明確に軍事研究とは距離を置いてきた。少ない研究費の厳しい環境のなか、中間報告の支持が大勢を占めたが、同研究の是非について学生は賛成33.5%、反対27.4%、理系だけでは賛成42.0%。(朝日新聞朝刊2017.1.11)

中間取りまとめの骨子 : 日本学術会議 2017.1.23.



- ・学問の自由は政府によって制約されたり、政府に動員されたりしがちであるという歴史的経験をふまえ、学術研究の自主性・自立性を担保する必要がある。
- ・安全保障と学術との関係を検討する際の焦点は、軍事研究の拡大・浸透が学術の健全な発展に及ぼす影響である。
- ・安全保障技術研究推進制度は、将来の装備開発につながる明確な目的があり、防衛装備庁の職員が研究の進捗管理を行うなど、政府による研究への介入の度合いが大きい。
- ・自衛権についてどう考えるかの問題と、大学等における軍事研究についてどう考えるかの問題とは直結するものではない。
- ・大学等の各研究機関は、軍事研究とみなされる可能性のある研究は、その適正性を技術的・倫理的に審査する制度を設けることが望まれる。

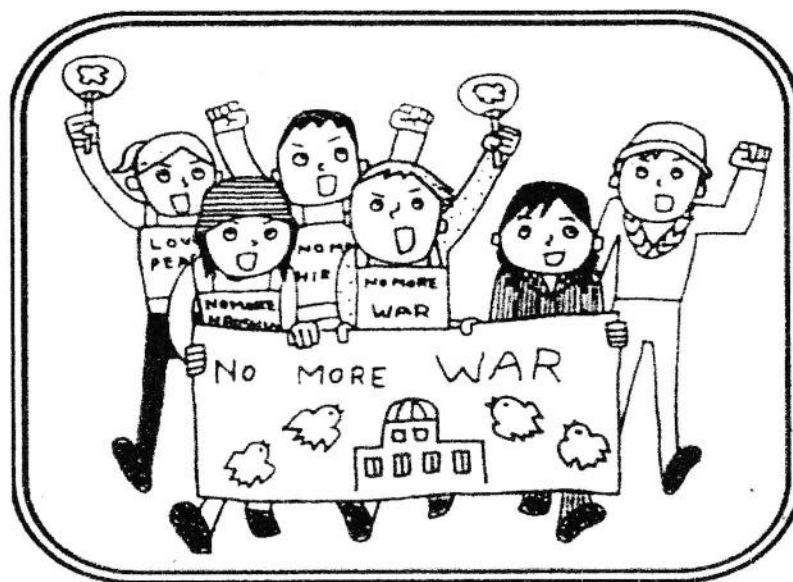
永い歴史を経て到達した「立憲主義」が意味するものは、次のこと

9の日ちらし no.19

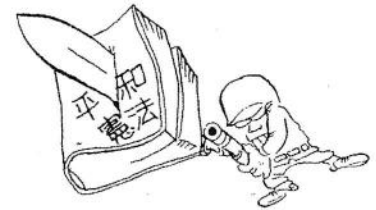
2017年3月

テロ等準備罪＝共謀罪 ってご存知ですか？

ひたひた迫る監視社会 心の内や思想の領域を覗かれたくない



危ない！「テロ等準備罪」ほぼ共謀罪と同じ の本当のねらい



安倍政権はこの通常国会で「テロ等準備罪」の成立をめざしています。過去3度も国会で審議され廃案になったものが、またも出てきた。テロ対策を前面に掲げていますが、ねらいはこの「等」の部分にホンネの意図があります。憲法で保障された内心の自由を侵害してまで、市民を監視しようとしている。

その意図は・・・たいへん危険

○ 国民の理解を得やすそうな「テロ防止のため」という言葉で粉飾
2/14 発表のNHK世論調査では、テロ等準備罪の法整備に46%が賛成
「テロ等準備罪」の言葉が効いていそう！

組織犯罪処罰法にテロ等準備罪が導入されるとどうなる？



これも共謀？

テロ等準備罪 とは (政府の説明)

- ① 「重大な犯罪」を目的に集まった「組織的犯罪集団」が
- ② 役割を決めて具体的に計画し、
- ③ 実行に向けた「準備行為」をする
— ことで始めて立件・逮捕できる

- a) 準備行為があつて始めて罰する法案で、一般の方々が対象となることはありえない・・・と以前、政権側は言っていた
- b) 2003年に国連で発効した「国際組織犯罪防止条約」(TOC条約— 現在、187か国・地域が締結済み)を批准するために必要
これが締結できないと、オリンピック、パラリンピックができない
- c) 重大な犯罪とは次の各罪に関するもの676件、組織的犯罪集団の資金源・テロ・薬物・人身・司法の妨害・その他。このうち対象罪を絞り込むとしている

米国の意向に沿って日本政府は国内法を整備。⇒2013年12月特定秘密保護法、2016年6月通信傍受法の改正。

アメリカは・・・日本が共謀罪をつくれれば、米国は高度な捜査情報も提供できる。

あなたのつぶやき

対a) もともと**正当な活動**を行っていた団体も、結合の目的が犯罪を実行する団体に**一変したと認められる場合は、組織的犯罪集団に当たる** — と一変。

「組織的犯罪集団」に一変したと**判断するのは治安当局**になる。時の政府や当局が気に食わない市民活動が狙われることになるのでは？ 沖縄基地反対運動が・・・

「組織的犯罪集団」であることの証拠はどうやって集めるのか？

尾行・スパイなどの古典的手段をかけずとも、IT駆使の盗聴

対c) 通信傍受法が現在対象とする薬物犯罪・殺人など13類型から拡大の可能性がある。

日本の法体系を破壊するのでは？ —
悪い「意思」を処罰するのではなく、法律違反の「行為」を処罰する を逸脱

対b) 現行の法律では対処できないか？
ハイジャック、シージャック、プラスチック爆弾、国連テロ資金供与防止など13の条約を日本は締結し、対応した銃刀法、爆発物取締り罰則など予備段階対応する**国内法が既にあつて、十分できる。**

ノーベル平和賞の候補に何度も挙がっているスノーデン氏の

ハワイの国家安全保障局(NSA)施設で働いていたスノーデン氏は
★機密資料のコピーを香港で英ガーディアン紙に告発した。
★NSAは市民の通話履歴を無差別に収集している。
★横田基地に勤務した経験のあるスノーデン氏は日本が同盟国でなくなったときに備えて、ソフトを仕込み日本の一般の個人や企業+米国の監視下にもる。とす



対b) **条約締結のために新たに共謀罪を導入する必要はない。**条約は経済的な組織犯罪が対象で、テロ対策とは無関係。